

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



制度改正

世界情勢に対応した
診療報酬改定

先進医療と
診療材料関連の
変更点

- 1 歯科医院における先進医療の取り扱い
- 2 歯科用貴金属価格の随時改定
- 3 診療材料における診療報酬改定項目

1 | 歯科医院における先進医療の取り扱い

現在の健康保険制度では、保険診療と保険外診療を併用することは原則として禁止されています。

ただし、一定の施設基準を定めて、その基準が守られている診療は先進医療といわれ、厚生労働省が認めたものについて保険診療との併用が認められています。

先進医療は、厚生労働大臣が定める「評価療養」と「選定療養」という患者の選択肢を広げる意味で特別の病室の提供などについて認められているものや、歯科では前歯の金合金等、金属床総義歯、予約診療、時間外診療、小児う蝕の指導管理など「患者申出療養制度」というもので混合診療が認められています。

しかし、歯科の先進医療とされている技術に関しては対象期間が終了している事が多く、さらに選定療養とされている歯科用貴金属素材が、価格変動による診療報酬改定や貴金属等を使用した診療について新設された診療点数があるなど、その取り扱いには注意が必要です。

1 | 評価療養と選定療養

健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）で、平成18年10月1日より今までの特定療養費制度の見直しが行われました。具体的には、保険給付の対象とするかどうかについて適正な医療の効率的な提供を図るという視点から、評価を行うことが必要な「評価療養」と、特別な病室の提供など被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成されました。

■ 評価療養と選定療養

● 評価療養

- ・ 先進医療
- ・ 医薬品、医療機器、再生医療等製品地検に係る診療
- ・ 医薬品医療機器法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- ・ 薬価基準収載医薬品の適応外使用
(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がされたもの)
- ・ 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
(使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)

●選定療養

- ・ 特別の療養環境（差額ベッド等）
- ・ 金属床総義歯
- ・ 時間外診療
- ・ 大病院の再診
- ・ 180日以上入院
- ・ 水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ
- ・ 歯科の合金等
- ・ 予約診療
- ・ 大病院の初診
- ・ 小児う蝕の指導管理
- ・ 制限回数を超える医療行為

また、「評価療養」「選定療養」については、次のとおりに取り扱い方法が定められています。

■取り扱い方法

●医療機関における掲示

院内の患者の見やすい場所に、評価療養又は選定療養の内容と費用等について掲示をし、患者が選択しやすいようにすること。

●患者の同意

事前に治療内容や負担金額等を患者に説明をし、同意を得ることになっている。患者側でも、評価療養又は選定療養についての説明をよく聞くなどして、内容について納得したうえで同意することが必要。

●領収書の発行

評価療養又は選定療養を受けた際の各費用については、領収書を発行すること。

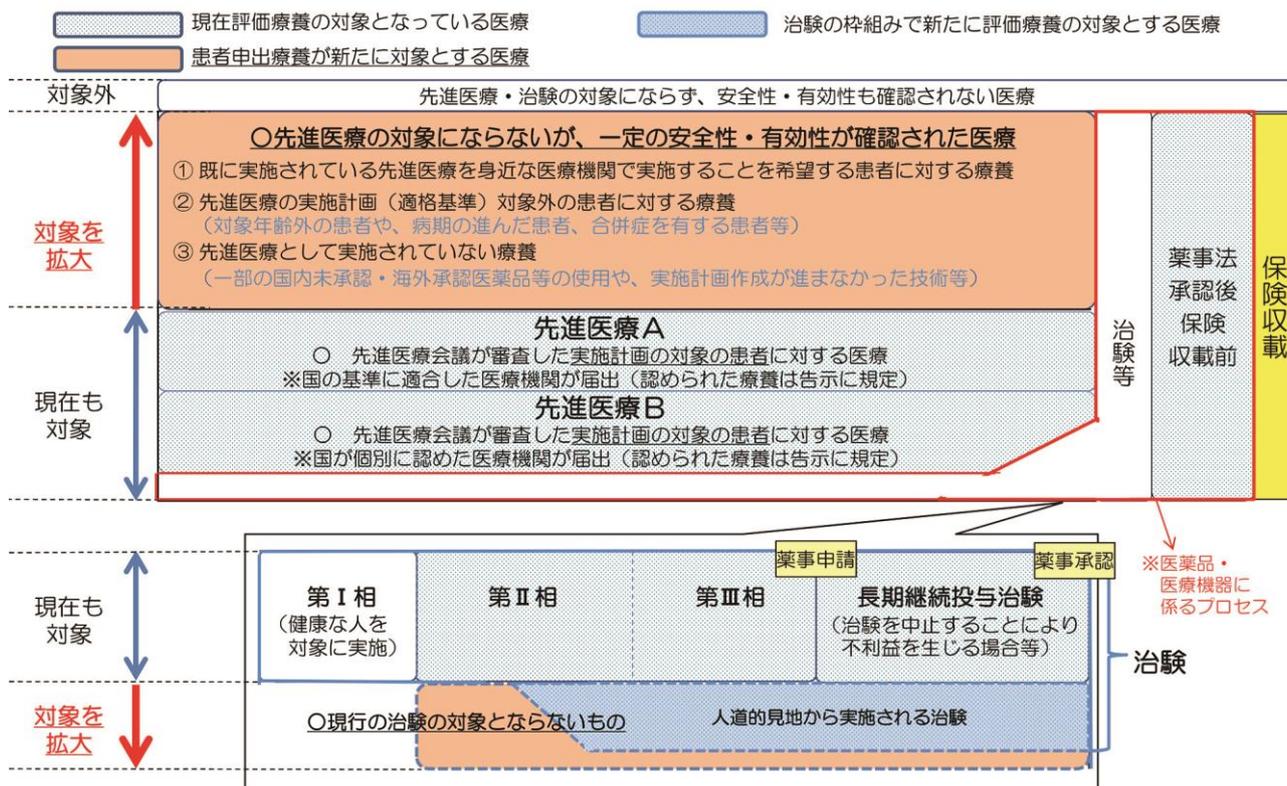
2 患者申出療養制度

患者申出療養制度は、困難な病気と闘う患者が、未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな仕組みとして創設されました。将来的に保険適用につなげるためのデータ、科学的根拠を集積することを目的としています。

費用については、未承認薬等（保険診療の対象外）の金額など、「患者申出療養に係る費用」は全額自己負担になります。

「患者申出療養に係る費用」以外の、一般の診療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）については保険が適用されます。

■患者申出療養制度



（出典）厚生労働省：患者申出療養を含む保険外併用療養費制度について

3 | 歯科先進医療の技術の終了と実施期間への注意

歯科の先進医療とされていた技術には実施期間が終了していることが多く、その場合は混合診療を行えません。よって自由診療として行うもの、保険診療として通常の算定が出来るもの等がありますので、注意が必要です。

■歯科先進医療の技術（終了分、継続分あり）

技術名		技術の実施期間
歯周外科治療におけるバイオ・ジェネレーション法	終了	2007. 10. 1～2020. 3. 31
X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術	終了	2007. 4. 1～2014. 3. 31
歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯科補修	終了	2009. 5. 1～2014. 3. 31
有床義歯補綴治療における総合的・咀嚼機能検査	終了	2011. 3. 1～2016. 3. 31
金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療	終了	2012. 12. 1～2018. 3. 31
骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法	継続	2016. 1. 1～

4 混合診療禁止の理由

混合診療とは、一連の治療の中で保険診療と自由診療を組み合わせて行うことをいいます。

一つの疾患で患者が診療を受けると、保険診療では初診料や再診料、処置、手術、検査投薬等といった内容の診療報酬になりますが、診察と検査を行った結果、その症状に合わせた処置・手術に関しては自由診療を選択することになるかもしれません。

そうすると、どこまでが保険診療でどこからが自由診療になるのかという区分けが難しくなり、患者の経済状況によっては自由診療を希望しても受けられないという事が起こる可能性があります。

混合診療は患者が受けられる医療に差が出ないように、不平等を防ぐために、原則禁止とされています。

■混合診療禁止の理由

- 日本では、国民皆保険制度に即し、日本国民全員が保険診療により、一定の自己負担額を支払うことによって、平等に必要な医療を受けることが出来るようになっていきます。

混合診療が認められると、自由診療部分は医療機関が自由に料金を決められるため、個人の経済力によって受けられる医療に差が出たり、同じ診療内容でも医療機関によっては金額が違ってくるため、患者側に不平等、不公平となる恐れがあるので禁止されています。

- 海外で承認されていて一定の評価を得ている治療方法でも、日本の医療制度上ではまだ安全性や有効性が確認できていない医療があり、保険診療と併せて行うことで、安全性や有効性が間違った情報で拡大してしまう恐れも出てきます。

国が安全性・有効性を確認すると保険診療になることもあるため、それ以前では混合診療を禁止しています。

- ※その効果や安全性という実態を調査するため、先進医療会議にかけられ、審査・調査され、先進医療として扱われているのが実際です。

2 | 歯科用貴金属価格の随時改定

歯科用貴金属の素材価格の変動が短期的にみられるため、診療報酬改定時以外の令和3年4月、10月に随時改定として実施し、また、価格変動がさらに大きい場合、7月、1月に随時改定Ⅱとして実施することになりました。

更に、歯科用貴金属材料のうち、特にパラジウムの素材価格は、ウクライナ情勢下で急騰が見られるため、特例的に緊急価格改定を行うことになりました。

1 | 歯科用貴金属価格の随時改定Ⅰ・Ⅱと緊急改定

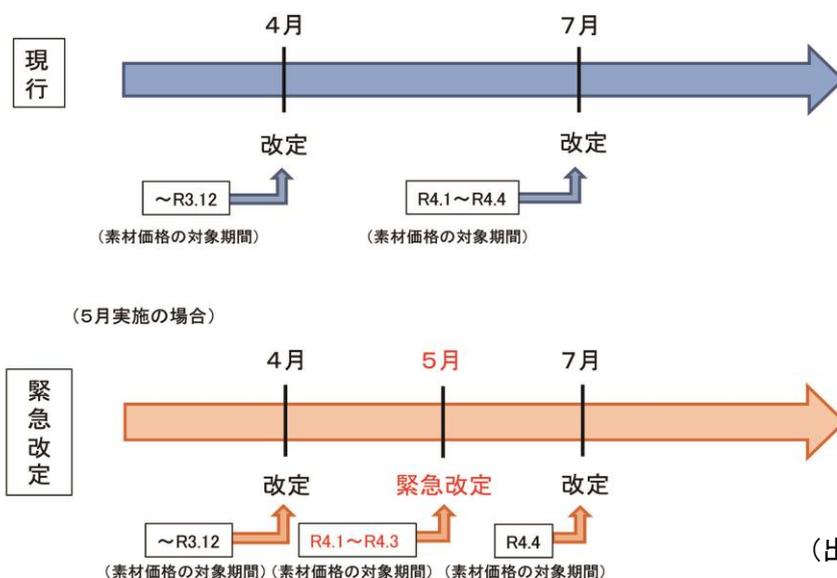
(1) 歯科用貴金属価格の随時改定・緊急改定

歯科用貴金属の価格の変動が2年に1回の診療報酬改定では対応が出来ず、令和3年4月には、価格の変動幅が±5%を超えた場合には診療報酬改定時期以外の4月、10月に見直しを行うとして、随時改定Ⅰとしました。

その後、変動幅がさらに大きくなったため、令和4年1月には、価格の変動幅が±15%を超えた場合、診療報酬改定時及び随時改定Ⅰ時の3か月後に見直しを行うものとして随時改定Ⅱとしました。

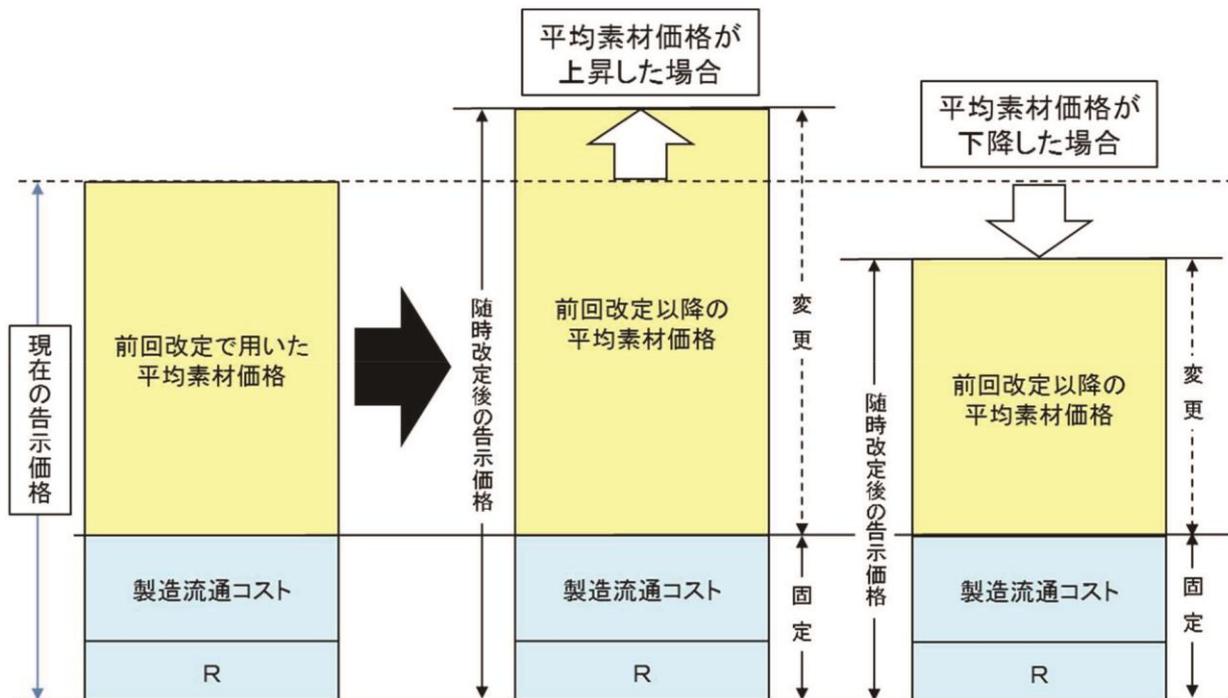
また、想定されていなかったウクライナ情勢という特殊事情によってパラジウムの素材価格が急騰し、緊急改定を行うことになりました。

■ 随時改定Ⅰと随時改定Ⅱ、緊急改定



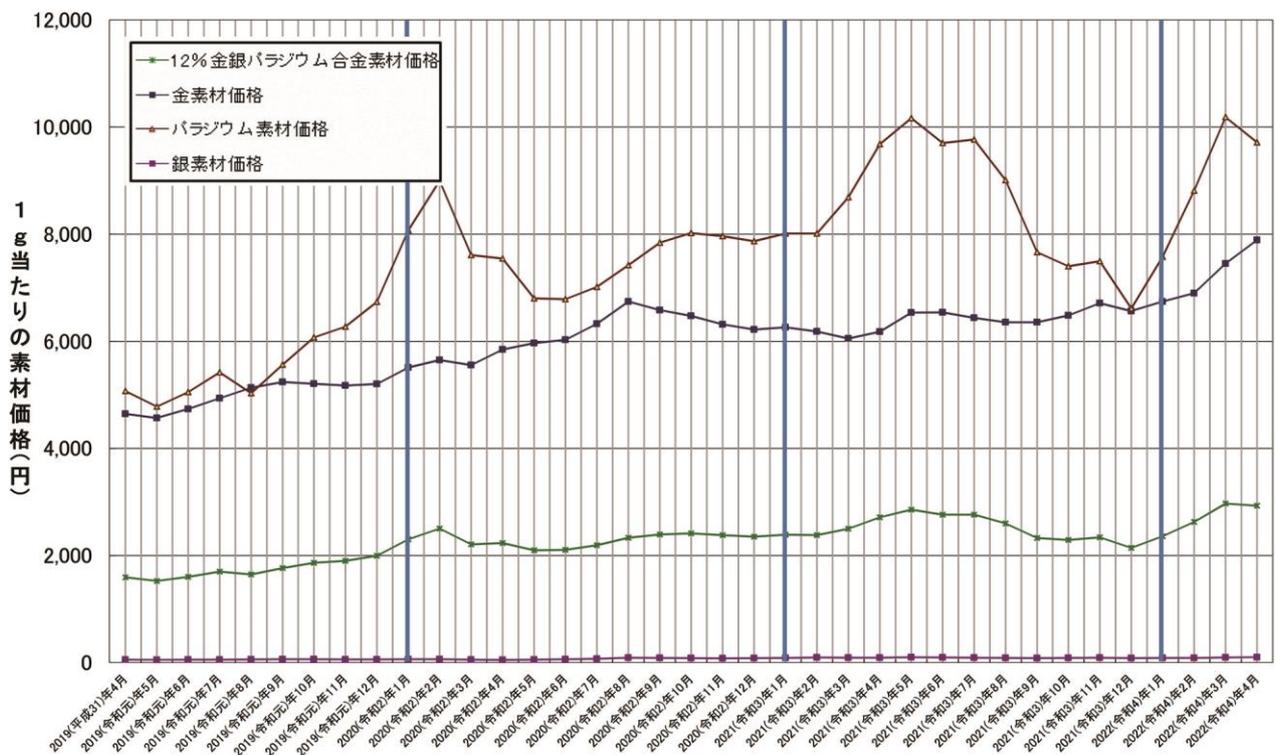
(出典) 厚生労働省：
歯科用貴金属価格の随時改定

■ 貴金属価格の改定方法



※平均素材価格は金、銀、パラジウムのそれぞれの取引価格平均値に含有比率を乗じて算出
 ※平均素材価格の算出には前回改定以降、改定2カ月前までの期間の取引価格を用いる

■ 歯科用貴金属素材価格の変動推移



(出典) 上下とも厚生労働省：歯科用貴金属価格の随時改定

(2) 随時改定・緊急改定による歯科用貴金属価格

歯科用貴金属の合金等の価格が、診療報酬改定時から緊急改定によって変更されました。また、7月に行われる随時改定による試算価格や告示価格案も報告されています。価格変更の際し、レセプトでの算定には注意し、時期と変更価格を確認することが重要です。

■ 歯科用貴金属価格の随時改定・緊急改定について

	告示価格(円)		X及びY		試算価格(円)	告示価格案(円)
	①R4年4月 診療報酬改定	②R4年5月 緊急改定	③Xの期間 Xの平均値(円)	④Yの期間 Yの平均値(円)	⑤R4年7月 随時改定	⑥R4年7月 随時改定
2 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用(JIS適合品)	5,607	6,019	令和4年4月 4,600.4	令和4年1月～ 令和4年3月 4,100.2	6,569.2	6,569
3 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	5,590	6,002	令和4年4月 4,600.4	令和4年1月～ 令和4年3月 4,100.2	6,552.2	6,552
4 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	5,740	6,152	令和4年4月 4,600.4	令和4年1月～ 令和4年3月 4,100.2	6,702.2	6,702
5 歯科用14カラット合金用金ろう(金15%以上JIS適合品)	5,567	5,979	令和4年4月 4,600.4	令和4年1月～ 令和4年3月 4,100.2	6,529.2	6,529
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品)	3,149	3,413	令和4年4月 2,926.4	令和4年1月～ 令和4年3月 2,651.7	3,715.2	3,715
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上JIS適合品)	3,706	3,952	令和4年4月 2,668.0	令和4年1月～ 令和4年3月 2,410.5	4,235.2	4,235
11 歯科鑄造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品)	143	145	令和4年4月 61.4	令和4年1月～ 令和4年3月 55.2	151.8	152
12 歯科鑄造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	176	178	令和4年4月 61.4	令和4年1月～ 令和4年3月 55.2	184.8	185
13 歯科用銀ろう(JIS適合品)	261	265	令和4年4月 35.8	令和4年1月～ 令和4年3月 32.2	269.0	269

※1 「試算価格(円)」は、以下の算式により算出される(中医協資料上は小数第1位まで記載)

[当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格] + 補正幅 × 1.1

補正幅 = X - Y

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格 Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

※2 各項目は1g当たりの価格

※3 1、7、8、9、14、15は削除済みの項目

※4 随時改定: 令和4年4月より、変動率によらず、診療報酬改定時以外に1月、4月、7月、10月に告示価格の改正を実施

緊急改定: ウクライナ情勢下における歯科用貴金属の素材価格の高騰に対する対応として、特例的に告示価格の改正を実施

(出典) 厚生労働省: 歯科用貴金属価格の随時改定

歯科用貴金属価格の随時改定は4月、7月、10月、1月に見直しが行われます。

特にウクライナ情勢によるパラジウムの素材価格の変動は今後も継続することが予想されますので、3か月毎に見直しされる価格には注意して、診療報酬請求に反映させて行うことが重要です。

また緊急改定は、その名のとおり緊急で行われるもので、直近では令和4年5月に実施されました。

2 | パラジウムの輸入とウクライナ情勢

ロシアは原油や天然ガスといった豊富な地下資源で知られていますが、歯科の診療材料に使われる希少金属の採掘量も世界有数です。

その代表例がう蝕治療に使う銀歯の材料となるパラジウムですが、ロシアは世界のパラジウム採掘量の約4割を占めており、なかでも日本は、輸入するパラジウムの約4割をロシア産に依存しています。ロシアの他には、主産地である南アフリカがありますが、鉱山ストライキが頻発し、国際相場に大きく影響を与えています。

ロシア産は比較的供給が安定していましたが、今回のウクライナ侵攻で状況は一変しています。世界的に供給不足になっており、3月上旬までの1か月間でパラジウムの国際価格は、1トロイ・オンス（約30グラム）あたり3,000ドル超と、侵攻前に比べて1,000ドル近く上昇したという記事も出ています。

価格が上昇するだけでなく、輸入されずに在庫不足になり、治療に使用できないという事態が起こるかもしれません。パラジウムの他にも、ネオンガス、ヘリウムガスはウクライナから輸入していますし、同様にレーザー等の機器に必要なアルミ等の材料も輸入の影響が出ています。

ヨーロッパからの航空便の欠航が相次いでいる現状では、ロシア・ウクライナ関連以外の輸入全体にも影響が出ています。

3 | 製薬業界とウクライナ情勢

ロシアのウクライナ侵攻により、製薬業界はこの地域で臨床試験に参加している患者向けに医薬品を提供するための手段の確保を急いでいます。

ウクライナはロシアとともに、新薬研究を手掛ける上で重要な国の一角を占めており、ロシアと周辺諸国の患者は、世界中の全臨床試験参加者の10%に上るという試算があります。なかでもウクライナにおいて最も多くの臨床試験に携わっている、米製薬大手メルク社とスイス製薬大手ロシュ社の2社は、同国で合計約100件の試験が進行中であり、また、米製薬大手ファイザー社など、これまでに7社がウクライナでの臨床試験遂行や患者の登録に支障をきたしていると報告しています。

ロシュ社の広報担当者は、現在ポーランド、スロバキア、ルーマニアといった近隣諸国でウクライナの患者に試験を受けてもらえる場所がないかを調査中だと発表しています。

3 | 診療材料における診療報酬改定項目

前章での歯科用貴金属価格の随時改定は、2年ごとの診療報酬では対応できないために制定されましたが、令和4年度の診療報酬改定においても、歯冠修復及び欠損補綴関係等の診療材料による診療報酬が新設されたほか、改定や見直し、廃止された点数があります。

1 | 純チタンを用いた金属冠修復物の評価の新設

新機能・新技術で保険適用された純チタン2種を用いた全部金属冠、レジン前装冠について技術料の新設等が行われました。

■純チタン2種を用いた金属冠

①保険適用された純チタン2種を用いた全部金属冠について、技術料の新設等を行う

(新) チタン冠 (1歯につき) 1,200点

【算定要件】

- (1) チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された歯冠修復物（単独冠に限る。）をいい、大臼歯において用いる場合に限り認められる。
- (2) チタン冠を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ. 歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は歯冠形成の「1のイ・金属冠」を、失活歯は歯冠形成の「2のイ 金属冠」を算定する。
 - ロ. 印象採得を行った場合は、1歯につき印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
 - ハ. 装着した場合は、1個につき装着の「1 歯冠修復」を算定する。

②純チタン2種を用いたレジン前装冠について、技術料の新設を行う

(新) レジン前装チタン冠 (1歯につき) 1,800点

【算定要件】

- ・レジン前装チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された歯冠修復物の唇面又は頬面を硬質レジンで前装したものをいい、前歯において用いる場合（単独冠に限る。）に限り認められる。
- ・レジン前装チタン冠を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ. 前歯の歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は歯冠形成の「1のイ 金属冠」及び歯冠形成の「注2」の加算点数を、失活歯は歯冠形成の「2のイ 金属冠」及び歯冠形成の「注6」の加算点数を算定する。
 - ロ. 印象採得を行った場合は、1歯につき印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
 - ハ. 装着した場合は、1個につき装着の「1 歯冠修復」を算定する。

2 | 磁性アタッチメントの評価の新設

新機能・新技術で保険適用された磁性アタッチメントの技術料の新設等が行われました。

■磁性アタッチメント

●磁性アタッチメントの技術料の新設等を行う

(新) 磁性アタッチメント (1個につき)

1 磁性構造体を用いる場合	260点
2 キーパー付き根面板を用いる場合	350点

【算定要件】

注) 有床義歯又は熱可塑性樹脂有床義歯に限り、軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。) に対して、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。

	算定区分
歯冠形成	「3のイ 単純なもの」
印象採得	「1のイ 単純印象」又は「1のロ 連合印象」
装着	「1 歯冠修復」

3 | 有床義歯内面適合法の軟質材料の適用拡大

有床義歯内面適合法の軟質材料の適用について、顎補綴等の症例に限り、直接法が追加されました。

■有床義歯内面適合法の軟質材料の適用拡大

現行	改定後
<p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>(2) (略) 区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。</p> <p>なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。</p>	<p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>(2) (略) 区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。</p> <p>ただし、区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して直接法により床裏装を行った場合はこの限りではない。</p> <p>なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。</p>
	

(出典) 厚生労働省：歯科用貴金属価格の随時改定(令和4年7月)

4 | 既存技術の評価の見直し

臨床実態等を踏まえ、根面被覆について、区分の見直しが行われました。

■ 既存技術の評価の見直し

(新) 根面被覆 (1 歯につき)

1 根面板によるもの	190点
2 レジン充填によるもの	106点

【算定要件】

(1) 根面被覆とは、歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、根面板又はレジン充填で根面を被覆した場合をいう。

1 根面板によるものの場合		2 レジン充填によるものの場合	
	算定区分		算定区分
歯冠形成		歯冠形成	「3のイ 単純なもの」
印象採得	「1のイ 単純印象」又は 「1のロ 連合印象」		
装着	「1 歯冠修復」		

(参考) 根面被覆に係る特定保険医療材料料

1 根面板によるもの		2 レジン充填によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		(1) 複合レジン系	11点
イ 大臼歯	379点	(2) グラスアイオノマー系	
ロ 小臼歯・前歯	258点	イ 標準型	8点
(2) 銀合金		ロ 自動練和型	9点
イ 大臼歯	22点		
ロ 小臼歯・前歯	14点		

5 | メタルコア加算の廃止

歯冠形成のメタルコア加算について、診療の実態を踏まえ廃止が行われました。

■ メタルコア加算の廃止

現行	改定後
【メタルコア加算 (歯冠形成 (1 歯につき))】 【算定要件】 注7 2のイについて、メタルコアにより支台築造した歯に 対するものについては、30点を所定点数に加算する。 8 2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に 対するものについては、30点を所定点数に加算する。	【メタルコア加算 (歯冠形成 (1 歯につき))】 【算定要件】 (削除) (削除)

(出典) 厚生労働省：歯科用貴金属価格の随時改定 (令和4年7月)

6 | 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、評価の見直し

歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行いました。

■ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術の見直し

クラウン・ブリッジ等				現行	改定後
支台築造	間接法	ファイバーポストを用いた場合	大臼歯	176点	196点
支台築造	間接法	ファイバーポストを用いた場合	小臼歯・前歯	150点	170点
支台築造	直接法	ファイバーポストを用いた場合	大臼歯	154点	174点
支台築造	直接法	ファイバーポストを用いた場合	小臼歯・前歯	128点	148点
支台築造印象				34点	50点
非金属歯冠修復	レジンインレー	単純なもの		124点	128点
非金属歯冠修復	レジンインレー	複雑なもの		176点	180点
高強度硬質レジnbrリッジ				2,500点	2,600点
有床義歯				現行	改定後
局部義歯	1歯から4歯まで			588点	594点
局部義歯	5歯から8歯まで			724点	732点
局部義歯	9歯から11歯まで			962点	972点
局部義歯	12歯から14歯まで			1,391点	1,402点
総義歯				2,172点	2,184点
熱可塑性樹脂有床義歯				現行	改定後
局部義歯	1歯から4歯まで			642点	630点
局部義歯	5歯から8歯まで			866点	852点
局部義歯	9歯から11歯まで			1,080点	1,064点
局部義歯	12歯から14歯まで			1,696点	1,678点
総義歯				2,704点	2,682点
支台装置等				現行	改定後
鑄造鉤	双子鉤			251点	255点
鑄造鉤	二腕鉤			231点	235点
線鉤	双子鉤			220点	224点
線鉤	二腕鉤（レスト付き）			152点	156点
コンビネーション鉤				232点	236点
間接支台装置				109点	111点
バー	鑄造バー			454点	458点
バー	屈曲バー			264点	268点
保持装置				60点	62点

（出典）厚生労働省：歯科用貴金属価格の随時改定（令和4年7月）

■参考資料

厚生労働省：令和4年度診療報酬改定の概要（歯科）

先進医療について

混合診療について

歯科用貴金属価格の改訂について

読売新聞オンライン：虫歯治療にも進行の影響、銀歯材料の輸入元4割がロシア・・・

歯科医院「治療費は上がるだろう」より

NHK 首都圏ナビ：ウクライナ危機ネオン・ヘリウム・アルミ・最先端医療にも影響

Newsweek：ウクライナ情勢が新薬開発の臨床試験に影響

歯科経営情報レポート

世界情勢に対応した診療報酬改定 先進医療と診療材料関連の変更点

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。